**電子入札における紙入札の取扱い**

　入札参加者に、電子入札による入札参加が不可能な事態が生じた場合、その理由がやむを得ないものであるときは、以下の基準、手順のとおり紙入札を行ってください。

1. 紙入札での参加を認める基準

・住所、商号又は名称、代表者職氏名（受任者含む）の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合。

・ICカードの失効、閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による差発行手続き中の場合

・パソコン端末のトラブル、通信回線のトラブル等で電子入札に対応できない等、その他やむを得ない事情があると認められる場合

1. 紙入札参加の手順
2. 紙入札方式参加届出書

　　　　上記基準を満たす場合、各入札案件ごとに紙入札参加方式届出書を総務課管財係

に持参し提出します。上記基準を満たしていることが確認された場合、届出が受理さ

れます。

　紙入札参加届出書が受理された案件については、その後再び電子入札での入札手

続に戻すことはできません。

1. 紙入札書の提出

　　紙入札書参加届出が受理された時点で紙入札が可能となります。紙入札書と入札

金額積算内訳書を入れた封筒を持参し提出してください。

　**※紙入札書の提出期限は、入札締切日の17時00分です。**

**※辞退は開札日時までに辞退届を提出することにより認められます。**

1. 紙入札書の開札と電子入札システムへの登録（発注者）

　　入札執行者の開札宣言後に封筒を開封し、記載された入札金額、くじ入力番号を電

　　子入札システムに登録します。

　　　**※くじ入力番号の記載がない場合は「000」番となります。**

**※封筒には必ず以下の事項を記入してください。**

　　　**表面；工事名及び入札書在中（赤字）**

**裏面：送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）**

**よくある質問**

**Q：紙入札の提出期限を過ぎた時刻に、参加者の機器トラブルで電子入札ができなくなった。**

A：紙入札書の提出期限は入札締切日の17時00分、電子入札の締切時間は同20時00分となっております。17時00分を過ぎますと紙入札は受け付けられませんので、早めの入札手続きをお願いします。

**Q：代表者が変わったがどのような手続きが必要か。**

A：代表者が変わった場合は、まず久山町入札参加資格審査申請内容変更の届出をして業者管理システムにて登録変更を行ってください。同時に、ICカード発行元（認証局）による登録内容変更の手続きも行ってください。新しいICカードを受領されたら、電子入札システムへの利用者登録をお願いいたします。

　　**Q：ICカードの代表者変更手続きが終わっていたいが、入札に参加したい。**

　　A：ICカードの登録内容変更手続きが完了する前に、入札に参加しようとする場合は、

　　紙入札方式で参加していただく必要があります。上記、紙入参加の手順にしたがって、

　　届出・入札をしてください。

　　**Q：紙入札参加届出後、電子入札システムにより入札手続きを行った。**

　　A:紙入札および電子入札のいずれも無効として取り扱います。

　**Q：紙入札で誤った入札書を封入し提出してしまった。**

　　A；書き換え、引き換え、撤回は認められません。ただし、開札前までに辞退届を提出

　　することにより辞退は可能です。